

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和3年01月04日	障害福祉システム 平成30年4月法改正等対応システム改修(システム開発)	27,147,089	保健福祉局障害保健福祉推進室	障害福祉システム 平成30年4月法改正等対応システム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	令和3年02月26日	障害福祉システム 平成30年4月法改正等対応システム改修(総合テスト)	6,427,740	保健福祉局障害保健福祉推進室	障害福祉システム 平成30年4月法改正等対応システム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	令和3年03月03日	障害福祉システム 令和3年度報酬改定対応システム改修(要件定義)	9,680,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	障害福祉システム 令和3年度報酬改定対応システム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	令和3年02月12日	旧京都市衛生環境研究所解体撤去工事 ただし、土壌汚染対策工事	(当初) 25,600,000 (変更後) 25,996,300	保健福祉局障害保健福祉推進室	ナガタ工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
005	令和2年04月01日	京都市住居確保給付金支給事業の委託契約	(当初) 8,265,000 (変更前) 278,765,000 (変更後) 262,959,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006	令和2年07月13日	日常生活支援住居施設創設に係るシステム変更委託(変更契約分)	(当初) 9,176,640 (変更後) 10,018,195	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	日常生活支援住居施設創設に係るシステム変更委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007	令和2年11月10日	令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修(開発)	157,280,607	保健福祉局生活福祉部保険年金課	令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
008	令和2年11月10日	オンライン資格確認に係るシステム改修(開発)	108,956,586	保健福祉局生活福祉部保険年金課	オンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
009	令和2年04月01日	令和2年度日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・付属機器レンタルの賃借料	(当初) 42,880,200 (変更後) 39,569,486	保健福祉局生活福祉部保険年金課	日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・付属機器賃貸借業務に係るコンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
010	令和2年04月01日	令和2年度後期高齢者医療オンライン端末・付属機器の賃貸借について	(当初) 8,807,124 (変更後) 7,986,070	保健福祉局生活福祉部保険年金課	後期高齢者医療オンライン端末・付属機器の賃貸借業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
011	令和2年04月01日	令和2年度国民年金オンラインシステムNEC製端末その他付属機器の賃借料について	(当初) 16,038,000 (変更後) 14,346,750	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	国民年金オンラインシステムNEC製端末その他付属機器に係る賃借業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012	令和2年12月10日	高齢者医療制度見直し等システム改修(所得・課税情報の変更)(開発)	7,148,928	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	高齢者医療制度見直し等システム改修(所得・課税情報の変更)コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013	令和2年12月15日	国民年金システム税制改正に伴うシステム改修(開発)(令和2年度改修分)	14,072,526	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「国民年金システム税制改正に伴うシステム改修」作業分コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
014	令和2年12月15日	福祉系業務用税情報データベースの構築に係るシステム改修(令和2年度改修分)	9,818,490	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「福祉系業務用税情報データベースの構築に係るシステム改修」作業分コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
015	令和3年03月26日	オンライン資格確認に係るシステム改修(総合テスト)	66,931,700	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	オンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
016	令和3年03月26日	令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修(総合テスト)	30,385,300	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
017	令和2年11月04日	令和2年度フレイル対策モデル事業における効果検証等に係る業務	13,499,860	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	令和2年04月01日	令和2年度京都市健康すこやか学級事業	(当初) 109,262,412 (変更後) 92,929,532	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	令和2年04月01日	京都市地域あんしん支援員設置事業の委託契約	(当初) 71,412,000 (変更前) 81,035,000 (変更後) 79,848,172	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	令和3年03月04日	京都市出水老人デイサービスセンター 空調設備更新工事	7,590,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	野間ガスサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
021	令和2年10月31日	介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修(要件定義3)	11,220,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
022	令和3年03月04日	介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修(開発2)	79,366,599	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
023	令和3年03月04日	介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修(総合テスト及び移行)	5,553,460	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	令和2年10月01日	令和2年度京都市外国人介護人材受入支援事業委託	5,000,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	一般社団法人京都市老人福祉施設協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	令和2年12月28日	京都市急病診療所における年末年始特別対応業務委託	15,169,641	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	令和3年02月18日	京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務委託	(当初) 1,785,578,982 (変更後) 1,425,356,293 予定 総額	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
027	令和3年01月29日	京都市新型コロナウイルス感染症予防接種に係る接種券等作成業務委託	31,501,800	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	東洋紙業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
028	令和2年10月01日	新型コロナウイルス感染症患者移送業務委託	12,600,000 予定 総額	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	エムケイ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
029	令和2年12月01日	新型コロナウイルス感染症対策業務に係るPCR検査業務委託	14,850,000 予定 総額	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	国立大学法人 京都大学	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
030	令和2年10月01日	京都市新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者相談センター運営業務委託(下半期)	(当初) 70,885,672 (変更前) 69,874,354 (変更後) 33,753,192	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	日本トータルテレマーケティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
031	令和2年11月01日	きょうと新型コロナ医療相談センター電話相談業務	(当初) 59,803,158 (変更後) 59,796,858 予定 総額	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社メディカル・コンシェルジュ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
032	令和2年10月01日	新型コロナウイルス検査用消耗品(BDマックスSARS-CoV-2)	9,568,900 予定 総額	保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所	株式会社雨林製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
033	令和2年10月01日	新型コロナウイルス検査用消耗品(Ampdirect TM 2019-nCoV検出キット)	17,160,000 予定 総額	保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所	ナカライテスク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害福祉システム 平成30年4月法改正等対応システム改修（システム開発）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和3年1月4日
- 4 履行期間  
令和3年1月5日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
障害福祉システム 平成30年4月法改正等対応システム改修コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
27,147,089円
- 7 契約内容  
平成30年4月1日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正法が施行され、障害福祉サービス費等報酬改定が行われることに伴い、本市障害福祉システムの改修を行うための作業（概要設計、詳細設計、製造／単体テスト及び結合テストに係る作業。）を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
改修の対象とする障害保健福祉システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気株式会社が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方は同社又は同社を代表者とするコンソーシアムに特定されるため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害福祉システム 平成30年4月法改正等対応システム改修（総合テスト）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和3年2月26日
- 4 履行期間  
令和3年2月27日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
障害福祉システム 平成30年4月法改正等対応システム改修コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,427,740円
- 7 契約内容  
平成30年4月1日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正法が施行され、障害福祉サービス費等報酬改定が行われたことに伴い、本市障害福祉システムの改修部分に係る総合テストを委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
改修の対象とする障害保健福祉システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気株式会社が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方は同社又は同社を代表者とするコンソーシアムに特定されるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害福祉システム 令和3年度報酬改定対応システム改修（要件定義）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和3年3月3日
- 4 履行期間  
令和3年3月4日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
障害福祉システム 令和3年度報酬改定対応システム改修コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,680,000円
- 7 契約内容  
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定が行われることに伴い、本市障害福祉システムの改修を行うための要件定義を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
改修の対象とする障害保健福祉システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気株式会社が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方は同社又は同社を代表者とするコンソーシアムに特定されるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

1 件名

旧京都市衛生環境研究所解体撤去工事 ただし、土壌汚染対策工事

2 担当所属名

保健福祉局障害保健福祉推進室

3 契約締結日

(当初) 令和3年2月12日

(変更後) 令和3年6月18日

4 履行期間

契約日の翌日から令和3年6月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市山科区勸修寺南大日町7番地

ナガタ工業株式会社

6 契約金額 (税込み)

(当初) 25,600,000円

(変更後) 25,996,300円

7 契約内容

旧京都市衛生環境研究所の土壌汚染対策工事

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

「旧衛生環境研究所解体撤去工事ただし、土壌汚染対策工事」(以下「本工事」という。)の工事敷地においては、現在、上記契約の相手方が「旧衛生環境研究所ほか地上部解体撤去工事」(以下「地上部解体工事」という)を施工している(契約工期：令和2年4月9日から令和3年2月26日まで)。

本工事の工期については、地上部解体工事の工期と重なるため、地上部解体工事の受注者が施工することにより、既設置の現場事務所や重機、敷鉄等の資機材を本工事に流用することが可能であり、一般競争入札に付するより大幅に低い価格で契約できるため。

(変更理由)

設計時に想定することができない地中埋設物があり、地中障害物の撤去処分を行うことや、安全に工事車両を進入させるため、工事入口の歩道切下げ部を拡幅する等、工事を安全かつ円滑に進めるため、必要な工事変更を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

課長	課長補佐・係長	係員
	  	  
設計	令和2年11月	工期
契約の日の翌日から令和3年6月30日まで		

工 事 設 計 書

工事場所： 京都市中京区壬生東高田町1番地の15、1番地の20

工事名： 旧京都市衛生環境研究所解体撤去工事

ただし、土壌汚染対策工事

設 計 金 額	
工事費	34,793,000 円 ✓
工事価格	31,630,000 円 ✓
消費税及び 地方消費税相当額	3,163,000 円 ✓

※この工事設計書は秘密情報のため、情報管理の徹底をお願いします。

建設リサイクル法	
<input checked="" type="checkbox"/> 適用	<input type="checkbox"/> 適用外

積算基準	
<input type="checkbox"/> 土木積算基準	<input checked="" type="checkbox"/> 建築・設備積算基準

工 事 設 計 書 ( 計 画 概 要 )

本工事は、『旧京都市衛生環境研究所解体撤去工事 ただし、土壌汚染対策工事』であり、  
下記及び別紙図面に基づき施工する。

□工事概要

1 工事場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の15, 1番地の20

2 工事種目

(1) 土壌汚染対策工事

(2) 解体撤去工事

ア 敷地内外構及び工作物解体撤去工事

イ 敷地内埋設配管解体撤去工事

3 工期

契約の日の翌日から令和3年6月30日まで

以上

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式	24,585,046	
計			24,585,046	
共通費				
共通仮設費	1	式	2,170,899	
現場管理費	1	式	770,272	
一般管理費等	1	式	4,103,783	
計			7,044,954	
工事価格	1	式	31,630,000	
消費税等相当額	1	式	3,163,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	34,793,000	

















## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市住居確保給付金支給事業の委託契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
（当初）令和2年4月1日  
（変更前）令和2年11月1日  
（変更後）令和3年3月31日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館内  
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）  
（当初） 8,265,000円  
（変更前）278,765,000円  
（変更後）262,959,000円
- 7 契約内容  
京都市住居確保給付金支給事業に関する事務のうち、支給申請の相談受付を行う窓口業務、支給決定等に係る事務作業、受給者に対する就労支援等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
委託業務の遂行に当たり、受託者は以下の要件を満たす必要がある。
  - (1) 利用者の就業に向けた適正把握や面接相談などの就労支援にとどまらず、生活レベルまで踏み込んだ自立支援を実施できる十分な能力を有すると認められること。
  - (2) 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とする世帯に対して生活資金や住居入居資金などの貸付を行う「総合支援資金」との密接な連携が図られること。
  - (3) 幅広い福祉施策に精通し、必要に応じて、こうした施策へ速やかにつなげられるよう、各区保健福祉センターと密接な連携を取ることが可能であること。
  - (4) 各行政区において、受託業務を実施する十分な体制を整えることができると認められること。これらの要件をすべて満たすことができる受託先は、生活困窮者等に対する生活支援をはじめ、全市レベルでの地域の社会福祉活動を総合的に推進する法人であり、市内に各区社会福祉協議会を設置し統括する京都市社会福祉協議会のほかにないため。

また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢の変化を受け、住居確保給付金の支給対象が拡大されたことにより、申請件数が大幅に増加し、申請受付及び支給に関する業務増に対応するため、変更契約を行っている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
日常生活支援住居施設創設に係るシステム変更委託（変更契約分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
（当初）令和2年7月13日  
（変更後）令和2年12月18日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
日常生活支援住居施設創設に係るシステム変更委託コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）9,176,640円  
（変更後）10,018,195円
- 7 契約内容  
日常生活支援住居施設創設に伴う生活保護等電算システムの改修作業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
締結済みのシステム改修について、追加の改修を行う必要が生じたため、変更契約を行う。  
また、今回の作業は、平成26年1月に導入した生活保護等電算システムに係る改修である。  
作業に当たっては、稼働中のシステムに影響を与えることなく一定期間内に作業を完了させること、障害が発生した場合の復旧など様々な不具合に迅速に対処することが必要である。  
このため、実施に当たっては、高度な専門技術、専門知識及び本システムに関する詳細な情報技術が必要となる。当該技術及び知識を有する者は、システムを構築した日本電気株式会社のみである。  
また、今回のシステム改修は、パッケージ部分を改修する必要があるが、パッケージ部分はシステム構築業者が著作権を保有しているため、他の業者は改変することはできない。  
については、生活保護等電算システムのソフトウェアを開発した日本電気株式会社を含む当該コンソーシアムと随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修（開発）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年11月10日
- 4 履行期間  
令和2年11月10日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
157,280,607円
- 7 契約内容  
国民健康保険オンラインシステムが令和3年度における制度改正に対応し、適正な処理が可能となるようシステム改修を行うために、開発作業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気だけが有しており、今回のシステム改修の契約は、前述の著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、契約の相手先が特定されるため随意契約を締結した。  
本業務の履行にあたって、日本電気は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とし、自治体におけるシステム開発・保守の実績を10年以上有し、同社が著作権を有するソフトウェアの仕様を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアをコンソーシアム構成員と認めた。
- 9 根拠法令  
■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
オンライン資格確認に係るシステム改修（開発）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年11月10日
- 4 履行期間  
令和2年11月10日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
オンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
108,956,586 円
- 7 契約内容  
国民健康保険オンラインシステムが制度改正に対応し、適正な処理が可能となるようシステム改修を行うために、開発作業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気だけが有しており、今回のシステム改修の契約は、前述の著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、契約の相手先が特定されるため随意契約を締結した。  
本業務の履行にあたって、日本電気は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とし、自治体におけるシステム開発・保守の実績を10年以上有し、同社が著作権を有するソフトウェアの仕様を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアをコンソーシアム構成員と認めた。
- 9 根拠法令  
■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・付属機器レンタルの賃借料
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年11月30日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・付属機器賃貸借業務に係るコンソーシアム  
(代表者) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社J E C C
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 42,880,200円  
(変更後) 39,569,486円
- 7 契約内容  
オンライン端末94台 (区役所・支所設置分93台, 保健福祉局設置分1台) とそれらに伴うプリンター等の付属機器の賃借
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
本契約は, 当初, 現行システムから新システムに切り替わるまで端末等機器 (以下「本件機器」という。) を賃借するものであったが, 令和2年9月30日に一部の業務を除き新システムの開発を中断することが決定され, 同年11月20日に新システムで使用予定であった端末等機器 (昨年度調達済み) への切替えが一部可能となることが判明したため, 本件機器の一部賃借を順次解約し, 月額賃借料の変更を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度後期高齢者医療オンライン端末・付属機器の賃貸借について
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年11月30日
- 4 履行期間  
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
後期高齢者医療オンライン端末・付属機器の賃貸借業務に係るコンソーシアム  
(代表者) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社J E C C
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 8, 807, 124円  
(変更後) 7, 986, 070円
- 7 契約内容  
後期高齢者医療オンライン端末・付属機器レンタルの賃貸借を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
本契約は、当初、現行システムから新システムに切り替わるまで端末等機器 (以下「本件機器」という。) を賃借するものであったが、令和2年9月30日に一部の業務を除き新システムの開発を中断することが決定され、同年11月20日に新システムで使用予定であった端末等機器 (昨年度調達済み) への切替えが一部可能となることが判明したため、本件機器の一部賃借を順次解約し、月額賃借料の変更を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度国民年金オンラインシステムNEC製端末その他付属機器の賃貸借について
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年11月30日
- 4 履行期間  
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
国民年金オンラインシステムNEC製端末その他付属機器に係る賃貸借業務コンソーシアム  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 16,038,000円  
(変更後) 14,346,750円
- 7 契約内容  
国民年金オンラインシステムNEC製端末その他付属機器レンタルの賃貸借を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
本契約は、当初、現行システムから新システムに切り替わるまで端末等機器 (以下「本件機器」という。) を賃借するものであったが、令和2年9月30日に一部の業務を除き新システムの開発を中断することが決定され、同年11月20日に新システムで使用予定であった端末等機器 (昨年度調達済み) への切替えが一部可能となることが判明したため、本件機器の一部賃借を順次解約し、月額賃借料の変更を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
高齢者医療制度見直し等システム改修（所得・課税情報の変更）（開発）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年12月10日
- 4 履行期間  
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
高齢者医療制度見直し等システム改修（所得・課税情報の変更）コンソーシアム  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7, 148, 928円
- 7 契約内容  
所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）により、個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替が行われることに伴い、外部インターフェースの所得・課税情報への項目追加及び既存項目の設定内容の変更を行う必要があることから、対応するシステム改修を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
後期高齢オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気だけが有しており、唯一本業務を遂行できる業者であるため随意契約を行った。  
本業務の履行にあたって、日本電気は、協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とし、日本電気株式会社が有する技術情報の使用を許諾されており、日本電気株式会社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを日本電気株式会社が保証している株式会社ワードシステムをコンソーシアム構成員と認めた。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
国民年金システム税制改正に伴うシステム改修（開発）（令和2年度改修分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年12月15日
- 4 履行期間  
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
「国民年金システム税制改正に伴うシステム改修」作業分コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
14,072,526円
- 7 契約内容  
令和2年税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等が公布され、ひとり親控除が創設されるとともに、寡婦控除等の対象範囲の見直しが行われることに伴い、国民年金法施行令が改正され、20歳前障害に係る障害基礎年金の判定所得の計算や国民年金保険料申請一部免除基準等の判定所得の計算等に影響が出ることから、システム上で適正な計算が可能となるようシステム改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
日本電気株式会社は、現在稼働している国民年金オンラインシステムを開発し、改修に必要な技術を保有し、唯一本業務を遂行できる業者であるため、日本電気株式会社を代表者とする「国民年金システム税制改正に伴うシステム改修」作業分コンソーシアムと随意契約を締結した。  
本業務の履行にあたって、日本電気株式会社は、協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とし、日本電気株式会社が有する技術情報の使用を許諾されており、日本電気株式会社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを日本電気株式会社が保証している株式会社ワードシステムをコンソーシアム構成員と認めた。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
福祉系業務用税情報データベースの構築に係るシステム改修（令和2年度改修分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年12月15日
- 4 履行期間  
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
「福祉系業務用税情報データベースの構築に係るシステム改修」作業分コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,818,490円
- 7 契約内容  
現在稼働しているACOS市民税マスタで管理している税情報は、福祉系業務で使用する項目を網羅していないため、福祉系業務で使用する項目を網羅したデータベースを構築し、業務毎に必要な情報を利用できるようシステム改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
委託した業務は、マイナンバー連携システム上で保有する税情報データを各福祉業務で利用することを目的としてマイナンバー連携システムと密接に連携する庁内連携サーバを構築するものであり、別契約にてマイナンバー連携システムの改修も併せて行う。このため、当該構築に当たっては、マイナンバー連携システムの仕様に係る詳細な知識が必須となるほか、本市の基幹業務システムとして現在も大きな役割を担っている同システムに悪影響を及ぼさないよう最大限の注意を払うとともに、開発の過程で万が一障害等の問題が発生した場合に迅速に復旧できる体制が必要となるが、本市のマイナンバー連携システムは日本電気株式会社（以下、「日本電気」という。）が開発を行っており、同システムの仕様等詳細な技術情報及び著作権は同社のみが保持している。以上から本委託契約の業務を行えるのは日本電気に限られ、契約の相手方が特定されるため随意契約を締結した。  
本業務の履行にあたって、日本電気は、協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、日本電気を代表者とする「福祉系業務用税情報データベースの構築に係るシステム改修」作業分コンソーシアムを契約の相手方とし、日本電気が有する技術情報の使用を許諾されており、日本電気と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを日本電気が保証している株式会社ワードシステムをコンソーシアム構成員と認めた。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
オンライン資格確認に係るシステム改修（総合テスト）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和3年3月26日
- 4 履行期間  
令和3年3月26日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
オンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
66,931,700円
- 7 契約内容  
国民健康保険オンラインシステムが制度改正に対応し、適正な処理が可能となるようシステム改修を行うために、総合テスト作業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気だけが有しており、今回のシステム改修の契約は、前述の著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、契約の相手先が特定されるため随意契約を締結した。  
本業務の履行にあたって、日本電気は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とし、自治体におけるシステム開発・保守の実績を10年以上有し、同社が著作権を有するソフトウェアの仕様を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアをコンソーシアム構成員と認めた。
- 9 根拠法令  
■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修（総合テスト）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和3年3月26日
- 4 履行期間  
令和3年3月26日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
30,385,300円
- 7 契約内容  
国民健康保険オンラインシステムが令和3年度における制度改正に対応し、適正な処理が可能となるようシステム改修を行うために、総合テスト作業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気だけが有しており、今回のシステム改修の契約は、前述の著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、契約の相手先が特定されるため随意契約を締結した。  
本業務の履行にあたって、日本電気は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とし、自治体におけるシステム開発・保守の実績を10年以上有し、同社が著作権を有するソフトウェアの仕様を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアをコンソーシアム構成員と認めた。
- 9 根拠法令  
■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度フレイル対策モデル事業における効果検証等に係る業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年11月4日
- 4 履行期間  
令和2年11月4日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
13,499,860円
- 7 契約内容  
令和2年度フレイル対策モデル事業における高齢者の体力測定の実施に関する支援，体力測定結果の集約・分析，地域課題の分析及び体力測定値等の蓄積・共有等に関する環境の提案，医療専門職向け研修の実施を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
令和2年度フレイル対策モデル事業の推進に当たっては，介護予防やフレイルに関する基本的な知識やICT等を活用したデータの整理・解析等に関する知識や技術を有するとともに，本市独自の介護予防事業の特徴・背景や今後の方針等についても十分に理解したうえで，本市や地域介護予防推進センター（以下「推進センター」という。）の職員との調整，さらには必要に応じて推進センターを利用する市民対応等を行いながら，指定した期限内に効率的かつ効果的に業務を遂行できる能力が必要とされる。  
上記の理由により，価格のみにより事業者を選定する競争入札には適していないため，プロポーザルを実施のうえ，契約の相手方を選定し，随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
プロポーザル方式により，令和2年10月12日（月）から10月26日（月）まで受託事業者

の募集を行い，選定委員会による審査に基づき選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市健康すこやか学級事業
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年12月22日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 ひと・まち交流館京都  
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 109,262,412円  
(変更後) 92,929,532円
- 7 契約内容  
令和2年度京都市健康すこやか学級事業の実施
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
健康すこやか学級では、地域の身近な施設等で介護予防に資する活動に取り組んでいるが、新型コロナウイルスの影響で取組の休止が相次いだことから、当初の想定を著しく下回る取組実績となったため、減額変更契約を締結した。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本事業については、介護予防に関する意識の向上、社会参加の促進や閉じこもり予防等を目的としており、対象者の日常的な生活圏域である元学区単位での定期的な実施が望ましい。市内ほぼ全ての元学区に福祉事業の活動組織を有しているのは、本市においては同法人のみであり、また在宅高齢者等に対する事業を行ってきた実績のある同法人に委託することにより、円滑かつ適正な事業の実施が見込まれる。  
なお、同法人は、配食サービス事業などの地域に密着した福祉活動やボランティア活動等に

積極的に取り組んでいることから、本事業の実施に必要な地域ボランティアの協力を得ることが可能である。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市地域あんしん支援員設置事業の委託契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更前) 令和2年6月1日  
(変更後) 令和3年1月14日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1  
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 71,412,000円  
(変更前) 81,035,000円  
(変更後) 79,848,172円
- 7 契約内容  
(1) 支援対象者への支援  
(2) 関係機関との連携による効果的な支援のための地域への働き掛け  
(3) その他、地域福祉の向上を図るうえで必要なこと
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
事業において配置している支援員に欠員が生じたことにより、委託料における人件費について、欠員期間相当額分を減額した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先は、社会福祉法に規定される地域福祉推進の中核機関として、地域の住民活動への支援の展開等、長年にわたる地域支援の実績があることに加え、区社会福祉協議会や学区社会福祉協議会等の取組により、全区域において行政機関、民生・児童委員、町内会等との地域のネットワークが

既に構築されている。また、地域包括支援センターなどの介護サービス事業の展開や児童館等の各種社会福祉施設の運営等から、高齢・障害・児童など各福祉分野におけるネットワークとも関わりを有している。また、福祉ボランティアセンターの運営を通じてボランティア振興の実績はもとより、ボランティア団体との関わりもあることから、支援員が地域での支援活動を展開するうえで、インフォーマルな支援（制度にない支援）の導入も可能である。

更に、生活福祉資金貸付業務や日常生活自立支援事業の実施、成年後見支援センターなどの運営も行っており、生活支援の取組実績を豊富に有していることなどの観点から、地域や各福祉分野における幅広いネットワーク、地域を基盤にした生活支援の実績を有する京都市社会福祉協議会に業務を委託することにより、生活支援及び地域支援の両方の機能が効果的に発揮され、かつ円滑に業務が実施されるものと認められる。

## 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市出水老人デイサービスセンター 空調設備更新工事
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和3年3月4日
- 4 履行期間  
令和3年3月10日から令和3年3月23日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区嵯峨新宮町39番地の9  
野間ガスサービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7,590,000円（税込）
- 7 契約内容  
令和2年12月末頃、室外機の異常（異臭）の発生報告があり、メンテナンス会社が確認したところ、空調室外機のエンジンが故障し、危険性が高いため使用できず、修繕用の交換部品が無い旨の報告を受けた。そのため、室外機の更新が必要となるが、現状の室内機では更新予定の室外機と規格が合わないため、室内機の更新も必要となるとともに、更新予定の室外機の規格が大きくなることに伴い、室外機周囲に設置されたコンクリート柱の撤去及びフェンスの設置工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
設備の故障に伴う緊急復旧工事のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び京都市工事の請負に係る随意契約ガイドラインに基づき、緊急随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
見積提出があった3社のうちでより安価な契約金額を提示した業者を相手方に選定した。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（要件定義3）

### 2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

### 3 契約締結日

令和2年10月31日

### 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年2月28日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修コンソーシアム  
代表者 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

11,220,000円

### 7 契約内容

介護保険事務処理システムについて、介護保険第8期事業計画（令和3年度～5年度）による介護保険の制度改正等に伴い、システム改修が必要なため、その要件定義作業を行う。十分な国通知等が発出されておらず、システムへの影響調査等ができなかったことから、令和2年6月1日の契約「介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（要件定義）」及び令和2年8月31日の契約「介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（要件定義2）」には含まれなかったもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため随意契約を締結した。

また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（開発2）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和3年3月4日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修コンソーシアム  
代表者 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
79,366,599円
- 7 契約内容  
介護保険事務処理システムについて、介護保険第8期事業計画（令和3年度～5年度）による介護保険の制度改正等に伴うシステム改修を行う。十分な国通知等が発出されておらず、システムへの影響調査等ができなかったことから、令和2年8月31日の契約「介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（開発）」には含められなかったもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができない。また、今回のシステム改修の契約は、前述の著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、契約の相手先が特定されるため随意契約を締結した。  
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
- 9 根拠法令  
■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（総合テスト及び移行）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和3年3月4日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修コンソーシアム  
代表者 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,553,460円
- 7 契約内容  
介護保険事務処理システムについて、介護保険第8期事業計画（令和3年度～5年度）による介護保険の制度改正等に伴い、システム改修が必要なため、総合テスト及びシステム移行作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため、随意契約を締結した。  
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市外国人介護人材受入支援事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年10月1日
- 4 履行期間  
令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館京都4階  
一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会
- 6 契約金額（税込み）  
5,000,000円
- 7 契約内容  
外国人介護人材の円滑な就労・定着を図り、もって本市内の介護サービスが安定的に提供されることを目的として、介護技能の向上のための初歩的な知識を習得する集合研修等を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
一般社団法人京都市老人福祉施設協議会は、市内の全ての特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウスが加盟していることに加え、従来から支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修や介護に関する入門的研修等を実施しており、研修について企画・運営の実績がある。  
また、同協議会の会員施設には技能実習生や特定技能の外国人介護人材を雇用している施設が複数箇所あり、令和2年度から「外国人介護人材プロジェクト」を立ち上げている。  
以上の理由から、本事業において求める専門性の高い知識、経験等を有しており、本事業を効果的に実施できる団体は同協議会をおいて他にないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市急病診療所における年末年始特別対応業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年12月28日
- 4 履行期間  
令和2年12月29日から令和3年1月3日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地  
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
15,169,641円
- 7 契約内容  
多くの診療所が休診する年末年始において、新型コロナウイルス感染症等を疑う患者に対する応急的な診療を確保するための急病診療所の運営及び管理並びに診療に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
年末年始における新型コロナウイルス感染症等を疑う患者に対する検体採取及び検体検査の実施業務については、一定数の医師及びその他医療関係職を確実に供給できなければ実施できない業務であることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
一般社団法人京都府医師会は、京都市域の大部分の医師が加入している組織であり、非常に公共性の高い団体である。当該委託業務の実施に当たっては、出務者の確保など、同医師会の持つ組織力に負うところが大きいため、当該委託業務を安定的に運営することができる団体は、事実上、同医師会の他には存在しない。そのため、一般社団法人京都府医師会を当該業務の委託先として選定する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和3年2月18日  
(変更後) 令和3年3月16日
- 4 履行期間  
令和3年2月19日から令和3年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務コンソーシアム  
東京都渋谷区三丁目12番18号  
日本トータルテレマーケティング株式会社
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) (予定総額) 1, 785, 578, 982円  
(変更後) (予定総額) 1, 425, 356, 293円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るコールセンターの運営, 集団接種会場の運営等業務
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
  - (1) 随意契約の理由  
市民に安心・安全に新型コロナウイルスワクチンを接種していただくため, ホームページの構築から, コールセンター運営, ワクチン配送業務, 集団接種の実施まで多岐にわたる業務を連動して柔軟に実施できる事業者を早急に選定する必要があるため, 随意契約を行った。
  - (2) 変更契約の理由  
国が示す新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業のスケジュール変更及び集団接種会場での接種に向けた模擬訓練実施の追加により, 契約内容及び金額に変更が生じたため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由

委託事業者の選定に当たっては、多岐にわたる業務の履行に係る企画提案、実施体制等を総合的に評価する必要があるため、委託予定の業務内容に対して提案のあった5社について、受託候補者選定審査基準に基づき審査を行った結果、最も高い評価を得た事業者を選定した。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市新型コロナウイルス感染症予防接種に係る接種券等作成業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和3年1月29日
- 4 履行期間  
令和3年1月30日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市浪速区芦原1丁目3番18号  
東洋紙業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
31,501,800円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う接種券、案内チラシ、予診票等の作成及び封入・封緘業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
市民を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種の速やかな実施に向けて、接種開始までに接種に必要な準備を着実に実施できる事業者を早急に選定する必要があるため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
2者の見積合せを行った結果、最も安価な額を提示した事業者と緊急随意契約を締結した。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス感染症患者移送業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年10月1日
- 4 履行期間  
令和2年10月2日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条東島町63-1  
エムケイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）12,600,000円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルス感染症軽症患者の医療機関等への移送業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
新型コロナウイルス感染症患者が自宅から医療機関や宿泊療養施設に移動するに当たっては、公共交通機関等を利用することができないため、専用の患者移送車を用いて移送を実施している。  
しかし、感染者数の増加や病床の確保のために医療機関から宿泊療養施設へ軽症患者を移送することから、1日当たりの移送件数が増大し、移送体制がひっ迫する状況となった。  
特に、軽症患者の患者移送車を緊急で増やす必要があったが、日々、新規陽性者が発生し、競争入札に付する時間がない状況下で、エムケイ株式会社は新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、患者移送の体制整備が直ちに可能であり、かつ、新型コロナウイルス感染症対策に係る取組を既に実施し、十分な実績があったため、当該業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス感染症対策業務に係るPCR検査業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年12月1日
- 4 履行期間  
令和2年12月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区吉田本町36番地1  
国立大学法人 京都大学
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）14,850,000円
- 7 契約内容  
京都市が行政検査として実施する新型コロナウイルス核酸抽出検査（PCR検査）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
現在、本市衛生環境研究所及び民間委託業者において新型コロナウイルスの検査を行っているが、医療機関における院内感染や施設等における集団感染が発生し、対応可能な件数を超える場合、追加で外部検査機関に当該検査を委託する必要がある。委託先については、一日当たり多量の検査が実施可能であること、高い検査精度が確保されていること、及び本市からの随時的な検査の受注体制が確保されている必要がある。  
複数の検査機関に確認したところ、対応可能な業者は、感染拡大防止に向けた連携・協力に関する協定を締結する京都大学医学部附属病院のみであることから、当該機関と随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者相談センター運営業務委託（下半期）
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
（当初）令和2年10月 1日  
（変更前）令和2年10月 1日  
（変更後）令和2年11月26日
- 4 履行期間  
令和2年10月1日～令和2年12月28日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都渋谷区渋谷3-12-18渋谷南東急ビル  
日本トータルテレマーケティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）70,885,672円  
（変更前）69,874,354円  
（変更後）33,753,192円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者相談センター窓口対応業務（市民からの健康に関する電話相談対応、保健所への引継、報告等）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 随意契約の理由  
新型コロナウイルス感染症に係る健康相談業務については、保健所の積極的疫学調査と密接に関わるものであり、丁寧な対応をしたうえで、保健所へ適切に引き継ぐなどの対応が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定のうえ、随意契約を締結した。  
当該業者を選定した理由は、公募型プロポーザルへの応募が当該業者のみであり、当該業者は、過去に新型コロナウイルス感染症に係る相談対応業務を受注し、円滑に実施した実績があり、かつ、看護師を従事させることが可能であるなど、委託するに必要な条件を満たしていたためである。
  - (2) 変更契約の理由  
変更前：契約金額の変更（看護師の勤務開始日が変更となったため）  
変更後：契約期間の短縮（令和2年11月1日から府市協力で「きょうと新型コロナ医療相談センター」を設置することとなったため）



9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8（1）のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
きょうと新型コロナ医療相談センター電話相談業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年11月1日
- 4 履行期間  
令和2年11月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビル5階  
株式会社メディカル・コンシェルジュ
- 6 契約金額（税込み）  
（当初） （予定総額） 59,803,158円  
（変更後） （予定総額） 59,796,858円
- 7 契約内容
  - ・ 市民からの新型コロナウイルス感染症に係る電話相談対応
  - ・ 保健所等への業務連絡
  - ・ 相談内容の情報整理及び報告
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 随意契約の理由  
これまで本市単独で電話相談窓口を設置していたが、令和2年11月から府市協調で「きょうと新型コロナ医療相談センター」を設置することになったが、京都府との協議の結果、本市がこれまで委託していた当該事業者と契約することで業務の継続性が確保できることから本契約を締結することとした。
  - (2) 変更契約の理由  
派遣単価が変更されたことによる、契約金額の変更
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
きょうと新型コロナ医療相談センターは、府市協調で設置するものであることから、府が派遣契

約を締結した事業者と随意契約を締結する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス検査用消耗品（BDマックスSARS-CoV-2）
- 2 担当所属名  
保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所
- 3 契約締結日  
令和2年10月1日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区一乗寺南大丸町11番地  
株式会社雨林製作所
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）9,568,900円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルス検査用消耗品（BDマックスSARS-CoV-2）の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
新型コロナウイルス感染の有無を確認するために行うPCR検査に必要な消耗品であり、昨今の流行状況を鑑みて緊急に調達する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
2者の見積合せを行った結果、最も安価な額を提示した事業者と緊急随意契約を締結した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス検査用消耗品 (Ampdirect TM 2019-nCoV検出キット)
- 2 担当所属名  
保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所
- 3 契約締結日  
令和2年10月1日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区二条通烏丸西入東玉屋町498番地  
ナカライテスク株式会社
- 6 契約金額 (税込み)  
(予定総額) 17,160,000円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルス検査用消耗品の購入
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
新型コロナウイルス感染の有無を確認するために行うPCR検査に必要な消耗品であり、昨今の流行状況を鑑みて緊急に調達する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
3者の見積合せを行った結果、最も安価な額を提示した事業者と緊急随意契約を締結した。
- 11 その他